

ラザード・アセット・マネージメントの 議決権行使に関する基本方針

A. はじめに

ラザード・アセット・マネージメント・エルエルシーおよびその関連会社(以下「ラザード」という)は、顧客のために、資産運用サービス(議決権行使サービスを含む)を提供しています。ラザードは受託者として顧客にとって最大の利益になるように議決権を行使する責務を負っています。ラザードは、議決権の行使が適切な方法で行われ、顧客の最大の利益に貢献するとともに、議決権行使に関する基本方針(以下「本方針」という)の枠組の中で行われることを目的にした体制を進めてきました。ラザードは、機関投資家、金融仲介機関、政府系ファンドおよび個人投資家を含む世界中の様々な顧客の資産を運用しています。ラザードに委託された議決権行使権限の範囲内で、ラザードは特定の提案に対し、すべての顧客に代わって同じ方法で議決権を行使することを基本的な方針にしています。本方針は、ラザードが投資顧問会社という立場で長期保有投資家として株主価値を最大化させると考える基準に基づいて議決権を行使する必要があるという見地から作成されているほか、すべての顧客に代わって行使する議決権に係る目標の実現を目的にしています。

本方針は、総会の議題または提案にはラザードに対する重大な利益相反を発生させる可能性があることを認識しています。そのような利益相反が発生した場合には、ラザードは予め承認された基準に従って議決権を行使するか、または個別の判断に基づいて議決権を行使することが予め認められている状況では、第三者である情報源の推奨に従って議決権を行使することによって利益相反の発生リスクを軽減するよう努めます。ラザードの利益相反問題に対する取組みに関する詳細な情報は本方針の F 項をご参照下さい。

B. 議決権行使責任

一般的に、ラザードは顧客から議決権の行使に対する委任を受け入れています。ラザードは係る権限を他の者や事業体に委任することはありませんが、顧客に代わってすべての議決権を行使する権限をすべて保有します。しかしながら、すべての顧客が議決権の行使権限をラザードに委任するわけではありません。具体的な権限の委任または適用される法律上の義務がない限り、ラザードが議決権を行使したり、議決権の行使方法について顧客に助言したりすることはありません。例えば、投資一任契約でない投資顧問口座で保有されている有価証券についてラザードが議決権を行使することはありません。また顧客が貸株制度を利用する権限をカスタディ銀行に付与し、議決権が株式を占有している当事者に移転されている株式についても、ラザードが議決権を行使することはありません。

C. 一般管理

1. 概観

ラザードの議決権行使プロセスは、最高業務執行責任者(COO)直属の議決権業務部(以下「議決権業務部」という)によって管理されています。このプロセスはラザードの法務・コンプライアンス部門とマネージング・ディレクター、ポートフォリオ・マネージャー並びにその他の運用担当で構成されている議決権委員会の監督を受けています。議決権委員会は少なくとも年に1回開催され、本方針を見直すとともに、本方針と後述する議決権行使に関する具体的な基準(以下「承認基準」という)の変更について検討します。例えば、具体的な議決権の行使日程や行使提案を協議するために、議決権業務部長、議決権委員会、あるいはラザードのゼネラル・カウンセルまたはチーフ・コンプライアンス・オフィサーから要求された場合には、議決権委員会が開催されます。ラザードの法務・コンプライアンス部門の代表者は常に議決権委員会へ出席する必要があります。

2. 第三者の役割

ラザードは、現在、議決権行使責務の履行を補助するために、世界有数の議決権行使サービス業者の1社であるインスティテューショナル・シェアホルダー・サービス・インク(以下「ISS 社」という)からのサービスを含む、リサーチ・サービスと委任状に関連したその他のサービスを受けています。ISS 社は、ラザードが米国内外の有価証券に関して顧客に代わって議決権を行使するほぼすべての委任状提案に関する独自の分析と推奨をラザードに提供しています。また、ラザードはグラス・ルイス・アンド・カンパニー(以下「グラス・ルイス社」という)が提供するグローバルな委任状関連のリサーチサービスを受けています。

ISS 社はその他にも委任状に関連した管理サービスをラザードに提供しています。ISS 社はラザードの顧客の有価証券を保管しているカストディアンから送付された委任状に関するすべての情報をラザードに代わって受け取っています。ISS 社はパスワードで保護されたウェブサイト上で委任状に関するすべての情報(総会の開催日、すべての議案、ISS 社の分析などを含む)を掲載し、ラザードはすべての情報を見ることができます。議決権業務部はこの情報を毎日検証し、すべての議案を検討し、委任状を適時行使できるよう ISS 社の代表者と頻繁に連絡を取り合っています。ISS 社はラザードに議決権行使サービス、記録管理と報告支援サービスを提供しています。

3. 議決権行使手続

ラザードの議決権委員会は各種の一般的な提案に関する議決権行使基準(以下「承認基準」という)を具体的に承認しています。本方針の D 項に詳しく記載されており、本方針では、提案の内容によって、「ラザードは賛成するまたは反対する」、また

は「個別に判断する」と規定されています。

議決権業務部は、ラザードのポートフォリオ・マネージャー／アナリストおよびリサーチ・アナリスト(以下「ポートフォリオ・マネジメント」と総称する)に株主総会で決議される提案内容、ラザード承認基準に加え、グラス・ルイス社およびISS社それぞれの各提案に対する行使推奨および分析結果を提供します。ポートフォリオ・マネジメントが特定の提案に対して承認基準に異議を唱えない限り、議決権業務部は原則として、承認基準に準拠して議決権を行使します。承認基準に従わないやむを得ない理由がなく、かつ重大な利益相反の発生を招く可能性がある場合、または戦略特有の一定の状況がある場合には、代替のプロセスが採用されます。(後述する F 項と G 項をご参照下さい。)ポートフォリオ・マネジメントが承認基準とは異なる推奨を行う場合には、その理論的根拠および関連する全ての情報が、最終判断を行うために議決権委員会に提供されます。必要な場合には、また以下の G.1.項に記載されているとおり、ポートフォリオ・マネジメントの内部で議決権の行使について意見が分かれる可能性がある場合には、議決権委員会を招集し、提案について協議するとともに、ラザードの議決権行使方針を最終的に決定します。

特定の種類の提案に対して、個別の判断に従って議決権を行使すると承認基準で規定されている場合、ラザードは発行会社およびその有価証券について知識を有するポートフォリオ・マネジメントの意見が極めて重要であると考えています。同じく、ラザードの一定の戦略に関しては、以下の F 項または G 項にさらに詳しく記載されているとおり、議決権業務部長は、ポートフォリオ・マネジメントと協議の上、議決権の非行使が妥当と思われる場合について判断しています。ラザードでは、ポートフォリオ・マネジメントは具体的な議決権行使が発行会社の株価に与える影響を最も正確に評価できると考えています。そのため、議決権業務部は、係るすべての提案に対する議決権の行使方法に関して、ポートフォリオ・マネジメントの推奨を要請しています。個別の判断が必要な特定の提案に関する事実、または個別の判断が必要な提案に関するポートフォリオ・マネジメントの推奨内容によっては、議決権業務部長はラザードのチーフ・コンプライアンス・オフィサーまたはゼネラル・カウンセルと協議し、議決権委員会にポートフォリオ・マネジメントの推奨に関する最終承認を求めることがあります。

グローバルな運用会社として、国によって異なるガバナンスモデルがあり、現地の法律や慣行が様々であることを認識しております。承認基準は世界共通に適用されていますが、ラザードは必要に応じ、議決権行使に関する基本方針およびその行使の指図において地域・国の法律、最善の慣行を考慮します。

D. 具体的な議決権行使項目

株主は多くの様々な提案が盛り込まれた議決権行使書を受け取ります。提案の多くは

議論の余地がない取締役の選任や社名変更など、本質的には定型的なものです。それ以外の提案はもう少し複雑で、コーポレート・ガバナンスおよび株主の権利、資本構造の変更、ストック・オプション制度および経営陣の報酬に関するその他の問題、企業合併およびその他の重要な取引のほか、社会的または政治的な問題などの項目があります。以下は、ラザードが頻繁に議決権を行使する大部分の提案に対する承認基準です。言うまでもなく、それ以外の提案も随時行われます。そうした提案は議決権委員会で協議され、議決権の行使方法が決定されるほか、再び同じような提案が行われることが想定される場合には承認基準として採用されます。

特有の戦略に対する一定の考慮が必要な場合、ラザードは承認基準に準拠しないで議決権を行使するか、議決権を全く行使しないか、委任された一定の事項に対する議決権の行使方法についてラザードとして ISS 社に継続指示を出すことがあり、もしくは特別な行使判断を要する特殊な状況におかれることがあります。このような事柄については、以下の G 項に詳しく記載されています。

1. 定型的な項目

ラザードは、取締役会が提案の必要性を評価する上で有利な立場にあるという見解に基づき、定型的な項目に関しては、総じて発行会社の取締役会の提案に賛成するとともに、定型的な事項に関する株主提案には反対します。ラザードは、発行会社の事業形態、基本定款、付属定款または事業運営の変更を伴わず、株主価値に重大な影響を与えない項目と考えています。定型的な項目には一般的には次のものが含まれます

- 議論の余地のない取締役の選任または再任
- 監査役の任命または選任:ただし当該監査役について議論や論争がない場合
- 定時株主総会の開催時期と開催方法に関連した問題
- 社名変更

2. コーポレート・ガバナンスおよび株主権に関する事項

多くの提案はコーポレート・ガバナンスと株主の権利に関連した問題に焦点を当てています。これらの項目は、取締役会とその委員会、敵対的買収防衛策、並びに株主総会の運営に関連することがよくあります。

A) 取締役会とその委員会

ラザードは発行会社の取締役会の機能を強化すると考えられる規定には賛成します。ラザードは取締役会に関して煩雑ない要件を課してもこの目的は実現されないと考えています。ラザードは承認基準を定め、以下のように議決権を行使しています:

- ① 取締役会から独立した任命委員会、監査委員会または報酬委員会の設置には、賛成する
- ② 大部分(例えば、企業の取締役の 2/3 以上)を社外取締役とする要求に対しては、賛成する
- ③ 取締役会から独立した「主要委員会」が設置されていないか、または十分な取締役会の独立性が担保されていない場合の取締役の選任に関しては、個別に判断する
- ④ 十分な独立性が担保されていない主要な委員会に属する社内取締役に 대해서는、個別に判断する
- ⑤ 取締役会が社外取締役だけで構成される委員会または社外取締役が過半数を占める委員会の設置を提案する場合には、賛成する
- ⑥ 会長と最高経営責任者(CEO)の兼務の禁止を求める提案に関しては、個別に判断する
- ⑦ 個別に判断するものの、原則として取締役の責任を制限する提案、取締役の補償範囲を拡大する提案、並びに役員および取締役の補償契約を承認する提案には賛成する。ただし、係争中または提起されるおそれのある具体的な訴訟において株主の利益が影響を受ける場合はこの限りではない。これらの場合で、過失による補償については、取締役は、意図的な違法行為および誠実な意図を欠いた行動について責任を負うべきであり、個別に判断する
- ⑧ 取締役会の機密扱いの解除を求める提案には賛成するとともに取締役会を機密扱いする提案には、反対する
- ⑨ 累積投票に関するすべての提案については、個別に判断する
- ⑩ 明白な必要性のない委員会の追加的な設置を求める株主提案には反対し、株主の諮問委員会の設置に関しては、個別に判断する
- ⑪ 取締役の任期の制限を求める株主提案には、反対する
- ⑫ 取締役の定年の設置を求める提案に関しては、個別に判断する
- ⑬ 取締役の年齢制限の廃止については、個別に判断する
- ⑭ 取締役の最低株式所有要件の設定を求める株主提案には、反対する
- ⑮ 取締役の株式保有期間に関しては、個別に判断する
- ⑯ 取締役会の定員の変更、または取締役1名につき2名の候補者を義務付ける株主提案には、
反対する

B) 敵対的買収防衛策

提案の中には、外部の第三者による発行会社の支配権獲得の防衛を目的にしているものもあります。この提案によって経営陣が固定化され、そのために株主の権利と会社の株価は悪影響を受ける可能性があります。従ってラザードは承認基準を定め、以下のように議決権を行使しています。

- ① 絶対的多数条項の採用または議決権行使要件の厳格化を求める提案には、反対する
- ② 株主のライツプラン(「ポイズンピル・プラン」とも呼ばれる)に関しては個別に判断するとともに、新たなポイズンピル・プランに対して株主の承認を義務付ける提案に関しては、賛成する。
- ③ 適正価値条項の採用を求める提案には反対するとともに、適正価値条項の撤廃を求める提案に関しては、個別に判断する
- ④ 「白紙委任」優先株式には、反対する
- ⑤ 敵対的買収防衛条項に関する発行会社の附属定款または基本定款の修正を求めるその他の条項に関しては、個別に判断する

C) 株主総会の運営

ラザードは株主の株主総会への参加を制限または限定する経営陣の行動には総じて反対するほか、株主の参加を拡大する行動には賛成します。そのため、ラザードは承認基準を定め、以下のように議決権を行使しています。

- ① 米国の株主総会の延期提案には、反対する
- ② 株主の臨時株主総会招集権の排除または規制を求める提案には、反対する
- ③ 秘密投票を規定する提案には、賛成する
- ④ 株主が書面の同意によって行動する権利を排除または制限する行動には、反対する
- ⑤ 絶対的多数条項の採用、または議決権行使要件の厳格化を採用する提案には反対する
- ⑥ 定足数要件の変更に関しては、個別に判断する

3. 資本構造の変更

ラザードは発行会社の資本構造に関連した提案を含む数多くの議決権行使書を受け取ります。具体的な提案内容は、発行会社を取り巻く状況および提案された時点の一般的な経済情勢や市況によって大きく異なります。取締役会と経営陣には、事業上の合理的な理由、キャッシュフロー並びに市場環境に応じて、追加資本の調達をするなど、発行会社の資本構造の変更実施を求める事業上の合理的な理由が数多くあります。ラザードは、一般的には、資本構造の変更反対する明白な理由がない限り、こうした決定を経営陣に委ねるのが最善であると考えています。そのため、ラザードは承認基準を定め、以下のように議決権を行使しています。

- ① 授権済み普通株式または優先株式を増減させる経営陣の提案には、賛成する(ただし、敵対的買収防衛策として機能させるために授権済み普通株式または優先株式の増減が提案されていると考えられる場合はこの限りではありません)
- ② 株式分割および株式併合には、賛成する

- ③ 1株当りの議決権の変更など、株主の権利に影響を与える事項については、個別に判断する
- ④ 新しいクラスの普通株式または優先株式の発行に関する経営陣の提案については、個別に判断する
- ⑤ 配当金の再投資計画の採用または変更に関する経営陣の提案には、賛成する
- ⑥ ポイズンピルでの利用を目的とする資本構造の変更には、反対する
- ⑦ 株式の保有制限または譲渡制限の承認または変更を求める提案については個別に判断する

4. スtock・オプション制度および経営陣の報酬に関するその他の問題

ラザードは、最も有能な経営陣の採用と確保を目的に報酬制度とインセンティブ制度を導入する発行会社の取組み、並びに取締役会、経営陣、従業員の利益と株主の利益の調整を図る発行会社の取組みを支持しています。ラザードは業績の長期的な向上に対し、経営陣と従業員に報いることを目的にしたプログラムを支持しています。しかし、ラザードは状況に基づいて報酬の水準を適切と考えるかまたは過剰と考えるか評価します。ラザードは承認基準を定め、以下のように議決権を行使しています。

- ① スtock・オプション制度に関してはすべて、個別に判断する
- ② 業績基準を規定していない条件付きのStock・オプション制度には反対する
- ③ 従業員の自社株購入制度には、賛成する
- ④ 株価騰貴権制度については、個別に判断する
- ⑤ 繰延報酬制度には、賛成する
- ⑥ オプションの行使を目的とする幹部社員向けのローン承認する提案については、個別に判断する
- ⑦ 株価が行使価格を下回っているオプションの行使価格を見直す提案には、反対する
- ⑧ 退職契約を排除または制限する株主提案に関しては個別に判断し、退職契約を株主の承認事項とする提案には賛成する。
- ⑨ また、幹部社員の報酬を制限する提案または各幹部社員の報酬を株主の承認事項とする提案には反対する(ただし、幹部社員の報酬を株主の承認事項にすることに関しては、現地の法律または慣行で株主の承認事項にすることが義務付けられている場合はこの限りではありません)

5. 企業合併およびその他の重要な取引

株主は、企業合併、企業買収、発行会社の資産の全部またはほぼ全部の売却、事業の統合および清算を伴う事業再編をはじめ、多種多様な数多くの重大な取引について検討することを要請されます。こうした取引の各々が他の取引と異なっています。それゆえ、ラザードの承認基準ではこれらの取引の各々については個別に判断すると定められています。

6. 社会的または政治的な問題

環境、社会またはコーポレート・ガバナンスに係わる提案は様々な形態をとるほか、対象になる問題は多岐にわたっています。そうした提案となり得る一部を次に例示します。環境情報開示を充実させる提案、特定の事業活動を制限または排除する原則の採用、あるいは一部の国での事業活動を制限または排除する原則の採用、特定の保護手段の採用、あるいは雇用慣行または差別廃止方針に関する特定の原則の採用。これらの項目は株主から提示されることも多く、発行会社の経営陣および取締役会から反対されることがよくあります。

ラザードの「環境」、「社会」、「コーポレート・ガバナンス」(ESG)方針として定められている通り、ラザードは、顧客の利益を守るために包括的にESGを考慮した投資を行っています。ラザードは、一般的には、企業は善良な市民として行動することが期待されているという考え方を支持していますが、環境、社会およびコーポレート・ガバナンスに係わる提案に関しては、企業が株主価値を最も高めると考えられる方法で議決権を行使する責務を負っています。ラザードの承認基準は、環境、社会およびコーポレート・ガバナンスに関するほとんどの提案について個別に判断されるように構成されています。ラザードは原則として、企業に環境／社会に関する情報開示(例えば、企業のサステナビリティ・レポートの提供など)の向上を要求する提案を支持し、差別を廃止する政策および社会的責任の議題の承認には賛成しています。

E. 非米国証券の議決権行使

株主の権利と議決権の行使手続に関する法律と規則は世界中で大きく異なります。一部の国では、議決権を行使する前に課された要件、または制約が関連する議決権の行使によって実現できる利益を上回ることがあります。例えば、一部の国では、株主が株主総会において議決権を行使する場合には、ある一定の期間売却制限があります(これは「シェア・ブロッキング」と呼ばれる慣行です)。別の例をあげると、委任状を利用して議決権が行使された場合には、議決権の行使費用(例えば代表者を株主総会に派遣する必要がある場合など)は顧客の利益を単純に上回ることがあります。一般的に、議決権の行使が顧客の利益になると考えられるか否かを判断するために、議決権業務部長はポートフォリオ・マネジメントと協議します。このような場合には、議決権委員会が議決権の非行使が顧客にとって最大の利益になるかを判断します。

そのほか、ポートフォリオ・マネジメントが議決権行使を控える場合があります。(後述する G.1.項を参照)。運用戦略の性質により、日本の一部の有価証券、あるいは新興市場の有価証券に対する議決権の非行使という決定は一般的にポートフォリオ・マネジメントによって行われます。(後述する G.1.項をご参照。)

F. 利益相反

1. 概観

ラザードは顧客の利益の最大化のために議決権を行使する責務を負っています。それゆえ、重大な利益相反またはその発生を避けることが極めて重要です。ラザードの組織的な構造と事業の性質には潜在的な利益相反が内在しています。利益相反またはその発生を示す可能性がある事態を以下に例示します。

- ラザードの親会社で証券会社のラザード・フレール&カンパニー・エルエルシー(以下「LF&Co」という)またはその関連の投資銀行がラザードの顧客の口座で保有される株式の発行会社と取引関係があるほか、重要提案(すなわち、企業合併やその他の重要な取引)に関して同社にサービスを提供している場合
- ラザードが、特定の提案を支持している経営陣が属する発行会社の投資顧問を務めており、ラザードの顧客の口座でその発行会社の株式を保有している場合
- ラザードが、ある提案を支持している組織の年金で投資顧問を務めている場合
- 特定の提案に関する意思決定プロセスに関与しているラザードの従業員が発行会社と重大な関係を持っている場合、または発行会社の株式を所有している場合

2. 一般方針および違反の重要性

すべての議決権行使は、ラザードの他の顧客(議決権が行使される提案の経済的な効果が株価に影響を与えるか否かを問わない)、ラザード、LF&Co、あるいはそれぞれのマネージング・ディレクター、オフィサー、従業員または関係者の利益を考慮することなく、ラザードの各々の顧客の利益の最大化のために行使される必要があります。議決権業務部は、ポートフォリオ・マネジメント、議決権委員会および/または法務部門の適切なメンバーとの協議を経て、本方針に準拠してすべての委任状に基づく議決権行使責務を負っています。ラザード、LF&Co またはその関係会社の他の役員や従業員は、いかなる提案に関しても議決権の行使に影響を与えたり、影響を与えようと試みたりしてはいけません。そのような行為は本方針に違反します。提案に対する議決権の行使方法について LF&Co のオフィサーまたは従業員とラザードのオフィサーまたは従業員が連絡を取り合うことは禁止されており、本方針に違反することになります。

本方針の違反に伴い、譴責、罰金または停職、あるいは解雇を含む懲戒処分を受ける可能性があります。そのような行為は各国等の証券に関連する法令等およびその他の法律のほか、顧客との契約にも違反し、違反者は証券業務に従事する組織では永久に勤務できなくなることをはじめとして、民事上と刑事上の重い制裁を受ける可能性もあります。議決権行使に関する意思決定プロセスに何らかの形で関与するラザードのオフィサーと従業員は、あらゆる提案に関して、利益相反またはその発生の有無について判断する責任を負っています。例えば、オフィサーまたは従業員の親族が発行会社の役員を務めている場合、または発行会社の有価証券を所有している場合には、

利益相反の発生を招く可能性があります。利益相反の発生またはその兆候を認識している場合、またはそのように考える場合、係るオフィサーまたは従業員はただちにチーフ・コンプライアンス・オフィサーに連絡するものとし、別段の決定が行われる場合を除いて、意思決定プロセスへの継続的な関与を中止する必要があります。

3. 利益相反の監視および重大な利益相反が発生している場合の議決権行使

利益相反が議決権の行使決定に影響を与えたとみなされる可能性がある場合には、ラザードは潜在的な利益相反の有無について監視します。そのため、重大な利益相反が発生している場合にはラザードが利益相反を監視するために講じる措置、および提案に対する議決権の行使は、承認基準の定め(すなわち、具体的な項目に対して賛成票または反対票のいずれを投じるか、あるいは個別に判断するか)によって異なってきます。

a. 承認基準で賛成するまたは反対すると規定されている場合

承認基準には、ラザードが議決権を行使するほとんどの提案に対して賛成するまたは反対する旨の規定があります。一般的には、ポートフォリオ・マネジメントが具体的な提案に対して承認基準に異議を唱えない限り、議決権業務部は承認基準に準拠して議決権を行使します。そのため、ポートフォリオ・マネジメントが承認基準に異議を唱えている場合には、明白な利益相反の有無について検討する必要があります。議決権業務部は最善の努力を払い、利益相反または潜在的な利益相反の存在について判断します。重大な利益相反は発生していないと判断された場合には、本方針に記載されている方法で議決権が行使されます。利益相反の発生が認められた場合には、承認基準に準拠して議決権が行使されます。

さらに、ラザードが運用する投資信託にて保有する株式の議決権行使提案に関して利益相反が発生した場合には、ラザードは一般的に、他の株主による賛成もしくは反対の行使の割合に応じて各提案の議決権を行使します。

b. 承認基準で個別に判断すると規定されている場合

承認基準で個別に判断して議決権を行使するものとされている状況において、重大な利益相反が発生していると思われる場合には、ラザードは第三者の情報源(現在はISS社)の推奨に従って委任状項目に対して議決権を行使する方針を採用しています。議決権業務部長は最善の努力を払い、利益相反またはその潜在的な可能性の有無について判断します。利益相反が発生していると判断され、ラザードの方針により個別に判断して議決権の行使を行う場合、議決権業務部は、ISS プロクシー・アドバイザー・サービス社およびグラス・ルイス社の2社の独立した議決権行使サービス業者による一致した推奨に準拠して議決権を行使します。

これらのサービスから提供される推奨が異なる場合には、議決権業務部は議決権行

使サービスを提供している別の第三者の情報源 (ISS タフト・ハートレー・プロキシー・ボーター・サービス) の推奨を受け、過半数の推奨に従うものとします。この承認された別の第三者から推奨を入手できない場合には、ラザードは ISS 社のプロクシー・アドバイザー・サービスの推奨に従います。

G. その他の事項

1. ラザードの具体的な戦略の運用に関連した問題

ラザードが運用する一部の戦略の性格上、ラザードは承認基準に準拠して議決権を行使すること、または議決権を全く行使しないことが顧客の利益の最大化にはならないと考えることがあります。一部の市場では、ラザードが議決権を行使している事実が公知の情報になるほか、そうした市場の性格上、関係する有価証券の価格に影響を与える可能性があります。また、ラザードが株主の最大の利益になることを決定するまでに、状況を完全に把握し対応策をとるために、いつもより長い時間を必要とする場合があります。このような場合、議決権業務部は承認基準に準拠して議決権を行使するのではなく、議決権行使に関する助言を提供するようポートフォリオ・マネジメントに要請し、議決権委員会よりその承認を得るものとします。

さらに、とりわけ日本の一部の有価証券に関しては、ラザードは株主総会の招集通知を適時に受け取ることができず、特定の株主総会で議決権を行使できない場合、または特定の株主総会に関連して議決権の行使を妨げられる場合があります。株主総会の招集通知が切迫した期間内に行われること、および顧客に代わって議決権を行使する義務を理由に、ラザードは一定の事項に関して ISS 社に継続指示を出すことがあります。

ラザードが運用する複数の戦略で同一の有価証券を保有することがあります。しかし、戦略間の違いとそれぞれの投資目標の違いにより、あるポートフォリオ運用チームは他のチームとは異なる議決権の行使を希望する場合があるほか、あるチームは議決権の非行使を希望する一方、他のチームは議決権の行使を希望することがあります。このような場合、ラザードは一般的にはどのような措置が顧客の利益の最大化になるかという判断をポートフォリオ運用チームの推奨に委ねますが、このように議決権の行使がチームによって分かれることがあるような例外的な状況においては、議決権委員会を開催し、議決権の不統一行使の是非について判断します。

2. 貸株

ラザードは、上述の B 項で指摘されているとおり、顧客がカストディ銀行に貸株制度を利用する権限を付与している有価証券については、議決権を行使しません。この場合、議決権は株式を保有している当事者に移転します。ラザードは、一定の状況下では、そうした有価証券に付随する議決権を行使するため、貸し付けられた株式の回収を決定することがあります。例えば、株式を保有する事業体が議決権の行使によって、株

式の発行会社の支配権獲得だけを目的にして株式を借り入れていると判断した場合や顧客がラザードに特別に貸株分についての議決権行使を要請する場合には、ラザードは当該株式を回収し、自ら議決権を行使する決定を行うことがあります。しかし、このような決定が行われるのは例外的な場合に限られると予想されています。そのような場合には、ポートフォリオ・マネジメントがこの決定を行い、議決権業務部が承認基準に準拠して議決権を行使します。

H. 本方針の見直し

議決権委員会は、少なくとも年に 1 回、本方針の見直しを行い、本方針または承認基準の変更の是非について検討します。本方針に関する質問や気付いた点がある場合にはラザードのゼネラル・カウンセルまたはチーフ・コンプライアンス・オフィサーに指摘する必要があります。

以 上